

# 目指せ！人と猫と一緒に暮らすことができる島

動物を飼っている皆さんへのお願い

## 野良猫？飼猫？

久米島では、自宅敷地内などで、継続的に給餌給水等の世話をしているにもかかわらず、所有・占有の意思を持たず「うちの猫じゃない！これは野良猫だ！」と主張する方が一定数いらっしゃいます。

飼猫には繁殖抑制の努力義務がありますが、野良猫にエサを与えている人には、その義務は発生しないのでしょうか？誰がその猫を管理すべきでしょう？行政？ボランティア？

島内には推定2,000頭の猫がいます、その全ての猫を、行政・ボランティアだけで管理する事は不可能です。

今、久米島では、エサを与えている人も、与えていない人も、この問題に興味を持ち、意識を変える事、みんなで少しずつ協力をする事が求められています。

町民1人1人が、目の前にいる猫に責任を持ち、管理が出来れば、たちまち猫の問題は解決すると思います、ご協力お願いいたします。



適切な飼育方法を正しく理解し、島民も動物も互いに健やかに暮らすことのできる環境を目指しましょう！

## 山に捨てる・外に放り出すは犯罪です

「動物を捨てること=遺棄」は、動物の愛護及び管理に関する法律で禁止されており、罰則（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）の規定があります。動物愛護管理法第44条第3項「増えたからどこか遠くに放す」「引越すから飼っていた猫を外に放つ」など、これらは遺棄にあたり、罰則対象の行為です。『飼えない』ならば、里親を探すなど責任のある行動を！



お問い合わせ 環境保全課 TEL:098-985-7126

## 犬の飼い主の皆さんへ 狂犬病予防注射を実施したら

### 注射済票(金属札)の交付 を必ず受けてください

市町村が提携していない動物病院で注射した場合は、動物病院での札の交付が行われません。必ず市町村役場の窓口で札の交付を受けてください。

### 注射済票と鑑札を 犬に装着することは 飼い主の義務です

狂犬病予防法第5条第3項で定められており、違反すると罰則（20万円以下の罰金）の適用対象となります。今年度の注射済票を装着していない犬は抑留対象になります。

鑑札は登録した時  
注射済票は毎年！

必ず札の交付を受け装着してください。  
札を紛失したとき、住所や飼主が変わったときは役場に届け出を！

お問い合わせ先  
沖縄県業務生活衛生課 098-866-2055  
久米島町役場 環境保全課 098-985-7126

## フォークリフトを 購入しました

特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、フォークリフトを1台購入しました。

リサイクルセンター内においてリサイクル物（ペットボトル、アルミ缶等）の運搬及び積込作業など効率的に活用し、施設の安定的な運営を行い町民の生活環境の維持向上に努めていきます。

